

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表 3 号

### 監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 1 日

大磯町監査委員 高野澤 均  
大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

### 2. 監査年月日

平成 28 年 5 月 19 日（木）

### 3. 監査対象の課等

政策総務部政策課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による
- ③その他

### 5. 所掌事務の概要

総合計画の策定及び進行管理、行政改革に関すること、広報の編集及び発行の事務、広聴活動に関する事務、町長の秘書事務、各分野にわたる重要事務事業の調整に関すること、特命事項に関すること、情報施策の総合調整、高度情報化の推進に関する事務等を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行及び行政監査項目について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

意見及び要望については、以下のとおりである。

#### ・まちづくりについて

平成 27 年度に策定した「総合計画後期基本計画」と「人口ビジョン・総合戦略」については、町民と目標を共有し、まちづくりの施策を進めていただきたい。